

資料 1 - 1 1

2 消安第5176号

令和3年2月9日

食品安全委員会

委員長 佐藤 洋 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

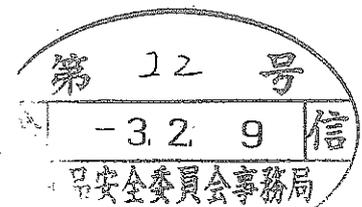
食品健康影響評価について

食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第8号の規定に基づき、
下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委
員会の意見を求めます。

記

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和
35年法律第145号)第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14
条第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品の製造販売の承認をするこ
と。

アルベンダゾールを有効成分とするすずき目魚類の飼料添加剤
(スポチール100)

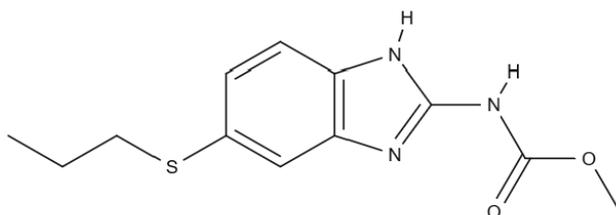


承認に当たり意見を聴取する動物用医薬品の概要

1 アルベンダゾールを有効成分とするすずき目魚類の飼料添加剤（スポチール100）

（1）主剤

アルベンダゾール



アルベンダゾールの構造式

（2）対象動物

すずき目魚類

（3）効能・効果

*Microsporidium seriolae*によるシスト形成の抑制

（4）用法・用量

魚体重 1 kg当たり 1 日量アルベンダゾールとして下記の量を飼料に添加し、5 日間投与する。

すずき目魚類：20～40 mg

2 評価要請根拠

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条第1項の規定による上記動物用医薬品の製造販売承認に際しての当該医薬品の食品健康影響評価（食品安全基本法第24条第1項第8号）